

## 東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例等の一部を改正する条例

(東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第1条** 東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年東近江市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

(東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第2条** 東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年東近江市条例第225号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(東近江市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第3条** 東近江市病院事業の設置等に関する条例(平成17年東近江市条例第277号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本市条例についても一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。